

工賃向上優良事業者表彰要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、本県における就労継続支援 B 型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、宮城県又は仙台市の指定を受けた就労継続支援 B 型事業所をいう。以下同じ。）のうち、工賃向上の取組が特に優れている事業所に対する表彰に関し、表彰規則（昭和 42 年宮城県規則第 63 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の主体)

第2 この要綱に定める表彰は、保健福祉部長が行う。

(表彰の方法)

第3 この要綱に定める表彰は、賞状を授与して行う。

2 前項の表彰には、記念品等を加授することができる。

(表彰の対象)

第4 表彰の対象は、就労継続支援 B 型事業所のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県が実施する「平均工賃実績調査」において、初めて、前年度の平均工賃月額が宮城県工賃向上支援計画に定める宮城県が目指す平均工賃月額である 40,000 円となった事業所。
- (2) その他障害者の就労支援の取組等において、他の就労継続支援 B 型事業所の模範と認められる事業所。

(表彰の決定)

第5 この要綱に定める表彰の決定は、前条に定める基準を満たす事業者について、保健福祉部障害福祉課において審査の上、その審査内容を踏まえ、保健福祉部長が決定するものとする。

(表彰の時期)

第6 この要綱に定める表彰は、随時行う。

(表彰の事務)

第7 この要綱に定める表彰の事務は、保健福祉部障害福祉課で行う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。